

# 被ばく線量管理の対象及び方法について

- ① 業として除染等を行う労働者は、以下の(A)及び(B)を合算し、職業被ばく限度(注3)を超えない管理をする。
- ② ボランティア等は、計画的避難・警戒区域の外側で、年数十回程度を上回らない回数(実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲内。これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)の作業とする。

## 個人線量管理の義務付け(A) (作業による実効線量が年5mSv-50mSv)

- ① 個人線量計による外部被ばく測定
- ② 粉じんの発生度合い、土壌の放射性物質濃度に応じて、内部被ばく測定

※ 概ね計画的避難区域、警戒区域の内側になる見込み(計画的避難区域等の区切り線は $3.6\mu\text{Sv/h}$ (24時間換算で年20mSv)であるが、最近の文科省のモニタリングによると、当時の区切り線の線量は相当減少し、 $2.5\mu\text{Sv/h}$ と同等かもしくは下回る程度。)

ガイドラインで規定する事項

ボランティア、住民、農業従事者、自営業者、自らの事業所の除染等を行う労働者

業として除染等を行う労働者のみ(省令事項)

(注1) 除染等の作業は、高濃度の汚染土壌等を取り扱う作業とする

(注2) 実効線量は、事業者の管理下において被ばくしたものに限る(職業性被ばく)

(注3) 被ばく限度は、ICRPの職業被ばく限度(年50mSv、5年100mSv)を適用。

空間線量  
( $\mu\text{Sv/h}$ )

$2.5\mu\text{Sv/h}$

(週40時間、52週換算で、5mSv/年)

線量管理不要  
(作業による実効線量が年1mSvを十分に下回る)  
( $2.5\mu\text{Sv/h}$ で、一日8時間、30日作業したとして最大0.6mSv)

簡易な線量管理(B)  
(作業による実効線量年約1-5mSv)  
( $2.5\mu\text{Sv/h}$ で、週40時間、52週間作業したとして最大約5mSv)

- ・ 線量管理を義務づけるが、簡易な方法とする(例) 代表者測定、空間線量からの評価等、個人線量計を使わなくても可とする。

作業頻度  
(回数(日数))

(年数十回(日)程度)  
ボランティア等は、この回数を上回らない範囲で作業する。(これ以上は、業として除染作業等を行う頻度と見なせるレベル。)

$0.23\mu\text{Sv/h}$   
(24時間換算で、年1mSv)